

## 個人事業者等に対する安全衛生対策について（各論③－１）

第165回安全衛生分科会資料

# 今後の検討の進め方

## 論点1 危険有害作業に係る個人事業者等の災害を防止するための対策①（個人事業者自身、注文者等による対策）

- 個人事業者等の業務上の災害の把握方法等
- 個人事業者自身による措置のあり方
- 注文者（発注者）による措置のあり方
- 発注者以外の災害リスクを生み出す者等による措置のあり方

安衛法上どのように「個人事業者等」  
を位置付けるのか

### 【総論①】

労働安全衛生法上の「個人事業者等」  
の範囲

### 【総論②】

労働安全衛生法で「個人事業者等」を保護し、又は規制するに当たっての考え方

措置主体に応じて具体的内容  
を検討してはどうか

### 【各論①】

個人事業者等自身  
でコントロール可能な  
災害リスクへの対策

### 【各論②】

個人事業者等自身  
でコントロール不可能  
な災害リスクへの対策

### 【各論③】

その他（【各論①】、【各論②】  
の実行性を高めるための取組等）

- （1）災害報告制度
- （2）申告、支援等

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### 2 個人事業者等を取り巻く安全衛生上の現状と課題 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告（抄）》

(1) 個人事業者等による業務上災害の状況について、労災保険の特別加入者の災害状況についてみると、特別加入制度の対象が特定の規模、事業、作業に限定されているなど、災害発生率等を労働者と一概に比較することができないものの、特定の事業等において災害発生率は労働災害の場合と比較して高くなっている場合がある。

また、脳・心臓疾患、精神障害についても毎年発生しており、過去 11 年間について見ると、脳・心臓疾患については年間 10 件前後、精神障害については年間 3 件前後となっている。

さらに、建設業で働く一人親方等の死亡災害（都道府県労働局・労働基準監督署が把握したもの）については、年間 80～100 件程度発生しており、その災害内容についてみると、労働者の死亡災害に見られるのと同様の作業中に発生しているものや、類似した原因によるものも少なくない。

個人事業者等の業務上災害については、上記のとおり一部については把握出来ているものの、網羅的に把握する仕組みがなく、対策の企画・立案に当たっては、災害把握のための仕組みの構築が必要不可欠な状況となっている。

論点

○ 個人事業者等の業務上災害を把握するための仕組み等についてどう考えるか。

対応案

○ 個人事業者等の業務上災害については、現在、網羅的に把握する仕組みがないことから、災害防止対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の把握のための監督署への報告に係る仕組みを構築することとしてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### 3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

#### （1）業務上災害の報告の仕組み

##### ア 報告対象

- 労働者死傷病報告の報告対象を踏まえ、休業4日以上の死傷災害とし、脳心・精神事案が疑われる事案は、本報告の仕組みとは別に措置（3-1（2）参照）することとし、被災者が業務と関係のない行為（※）で被災したことが明らかな事案は対象外とする。

※ 休憩時間中にランニングをしていた際の転倒による負傷等

#### 論点

- 監督署への報告を義務付ける業務上災害の対象はどのように考えるべきか。

#### 対応案

- 監督署への報告を義務付ける対象とする個人事業者等の業務上災害については、労働者死傷病報告に係る規定等を踏まえ、休業4日以上の死傷災害としてはどうか。

### 参照条文－労働安全衛生規則（労働者死傷病報告）

（労働者死傷病報告） ※令和7年1月1日施行予定

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一～十二 （略）

- 2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### イ 報告主体

#### 【報告主体を選定する際の基本的考え方】

- 災害報告の仕組みの構築にあたっては、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者が報告主体となることが適当であると考えられる。
- 上記①、②のいずれをも満たす者としては、「被災者である個人事業者等自身」のほか、個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの（以下「特定注文者」という。）が該当するものと考えられる。
- 災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（以下「災害発生場所管理事業者」という。）については、上記②について把握しているほか、①についても、管理権原が及ぶ事業場等の内部で行われている業務については、一定程度、その内容を把握していることが一般的であると考えられる。

#### 【特定注文者の適用について】

- 重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者）を特定注文者とする。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### イ 報告主体

【個人事業者等が死亡した場合や入院中など災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合】

- 上記【報告主体を選定する際の基本的考え方】を踏まえ、特定注文者が把握可能なものについて報告することとする。ただし、注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合など「特定注文者が存在しない場合」には、災害発生場所管理事業者を報告主体とする。（罰則なしの義務）

【個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合】

- 上記【報告主体を選定する際の基本的考え方】を踏まえ、個人事業者等自身が特定注文者又は災害発生場所管理事業者（特定注文者が存在しない場合に限る。）に対し報告することとする。（罰則なしの義務）
  - 個人事業者等から報告を受けた特定注文者又は災害発生場所管理事業者は、当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況を踏まえ必要事項を補足した上で、監督署に報告することとする。（罰則なしの義務）
- 【個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合】
- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合には、上記にかかわらず、所属企業が監督署に報告することとする。（罰則なしの義務）

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

論点 ○ 業務上災害の監督署への報告主体についてどのように考えるべきか。

○ 業務上災害の報告制度の目的が今後の災害防止対策の企画・立案に資するためであることを踏まえれば、その報告主体は、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者、であることが適当ではないか。

○ これらをいずれも満たすのは、被災者である個人事業者等自身のほか、仕事の注文者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている者（「特定注文者」）や、災害発生場所（事業場等）を管理する事業者（「災害発生場所管理事業者」）が考えられるのではないか。

※以下、「特定注文者」、「災害発生場所管理事業者」を併せて「特定注文者等」という。

○ 特定注文者について、重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者。以下、最先次の注文者まで同じ。）を特定注文者としてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

（続き）

- 個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合については、個人事業者等自身に特定注文者等への報告を義務付けるとともに、当該報告を受けた「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）が当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況等の必要事項を補足した上で、当該特定注文者等に対して監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合は、「特定注文者」（特定注文者が存在しない場合は「災害発生場所管理事業者」）に監督署に対する業務上災害の報告を義務付けることとしてはどうか。
- 被災した個人事業者等が中小事業の事業主又は役員である場合には、所属企業が監督署に報告することを義務付けてはどうか。
- 総論②の考え方を踏まえれば、上記の報告を義務付けるのは、災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に限ることとしてはどうか。  
※個人事業者等が労働者とは異なる場所で就業していた際の業務上災害については、p. 10で記載しているとおり、情報提供としてはどうか。



## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### イ 報告主体

【個人事業者等が死亡した場合や入院中など災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合】

- 個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、「特定注文者及び災害発生場所管理事業者のいずれもが存在しない場合」には、報告義務の対象とはならないが、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとする。

【個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合】

- 個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、「特定注文者及び災害発生場所管理事業者のいずれもが存在しない場合」には、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとする。

【報告義務対象外の災害について】

- 個人事業者等による業務上の災害を幅広く把握する観点や報告制度の実効性を高める観点から、上記報告義務対象に掲げるもの以外の個人事業者等の業務上災害（事業場外で発生したものを含む。）については、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとする。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### 論点

- 労働者とは異なる場所で就業していた場合の災害や、報告主体としての特定注文者及び災害発生場所管理事業者のいずれもが存在しない場合はどうするか。
- 報告義務対象とはならない業務上災害について、当該災害の把握の観点からどう考えるか。

### 対応案

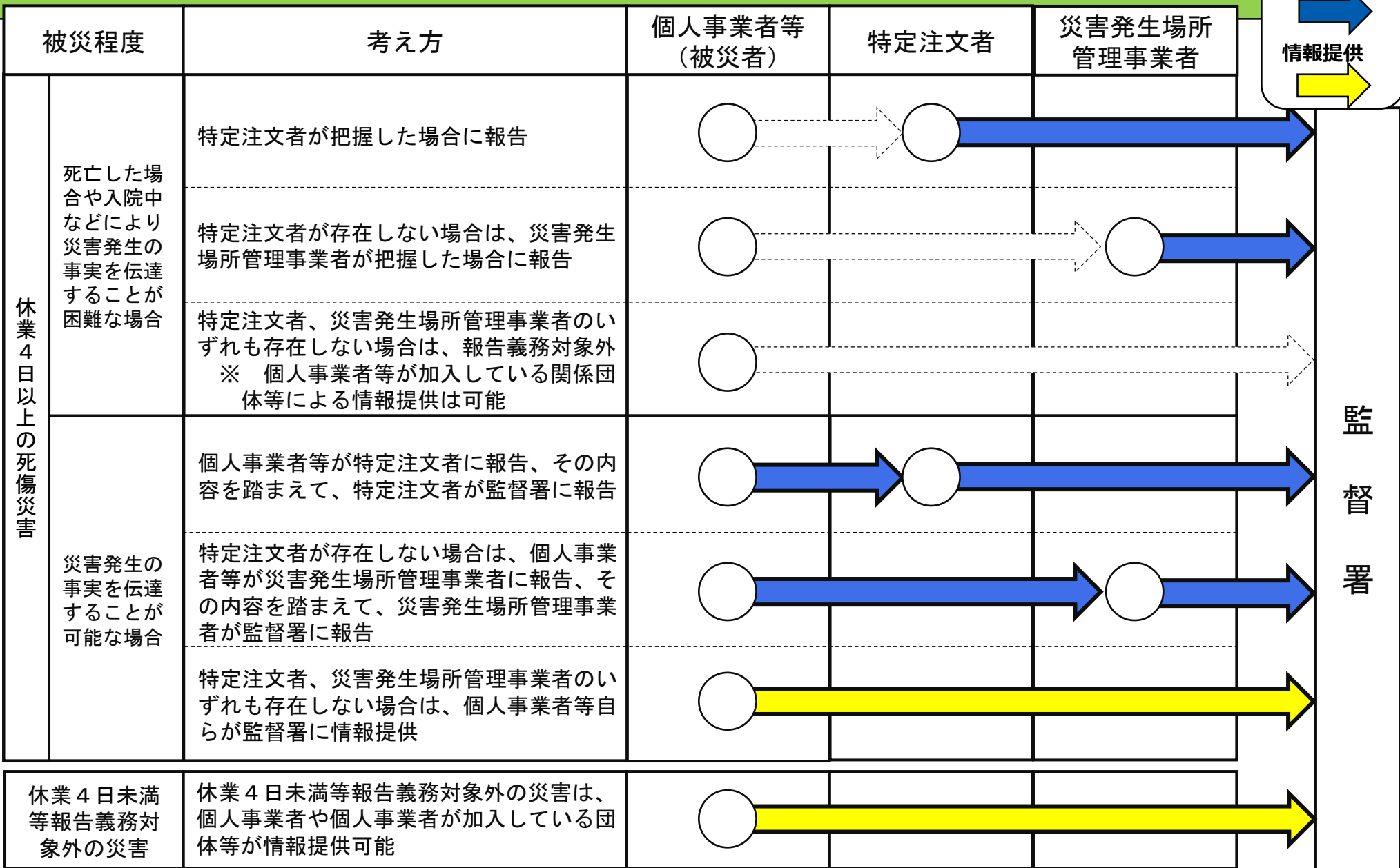
- 休業4日以上<sup>1</sup>の報告義務対象の業務上災害について、労働者とは異なる場所で就業していた場合には報告義務の対象とはしないが、特定注文者等に対し、情報提供を求めることとしてはどうか。また、個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、特定注文者等が存在しない場合についても、報告義務の対象とはせず、
  - ・個人事業者等が災害発生<sup>2</sup>の事実を伝達・報告することが不可能な場合<sup>3</sup>にあつては、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体（特別加入団体を含む。以下同じ。）に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとしてはどうか。
  - ・個人事業者等が災害発生<sup>2</sup>の事実を伝達・報告することが可能な場合<sup>3</sup>にあつては、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとしてはどうか。
- 休業4日未満<sup>1</sup>の報告義務対象ではない業務上災害についても、個人事業者等による業務上の災害を幅広く把握する観点や、報告制度の実効性を高める観点からは、報告義務対象とならない業務上災害（事業場外で発生したものを含む。）について、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとしてはどうか。

# (参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

報告義務※  
(罰則なし)



情報提供



監督署

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。  
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### ウ 報告時期

- 報告対象が休業4日以上之死傷災害であることを踏まえ、労働者死傷病報告の場合と同様、災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めることとする。

**論点** ○ 災害報告の報告時期（頻度）についてはどう考えるか。

**対応案**

- 報告対象が休業4日以上之死傷災害であることを踏まえ、報告義務が課される業務上災害に該当する場合は、労働者死傷病報告の場合と同様、個々の災害について、当該災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めることとしてはどうか。

### エ 罰則の適用

- 報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとっては、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、「罰則なしの義務規定」とする。

**論点** ○ 報告義務のある災害の報告について、罰則の適用についてはどう考えるか。

**対応案**

- 報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者等にとっては、雇用関係や（災害発生場所管理事業者については）請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、報告を義務付ける場合は「罰則なしの義務規定」としてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### オ 報告事項

- 労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、以下の事項について報告を求めることとする。
  - ① 災害発生場所及び報告者に関する情報
  - ② 災害発生日時
  - ③ 被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合にあっては国籍・地域及び在留資格（確認可能な範囲で可とする）
  - ④ 死亡又は休業見込（報告時点で確認できる範囲で可とする）
  - ⑤ 災害の概要及び原因（確認又は推定が可能な範囲で可とする）
  - ⑥ 労災保険の特別加入の有無
- 上記事項が円滑に報告又は情報提供されるよう、国が報告及び情報提供を行う際の書式を通達等で定め、周知することとする。

**論点** ○ 災害報告の報告事項についてはどう考えるか。

- 対応案**
- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、特定注文者等の報告者に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### 参照条文－労働安全衛生規則（労働者死傷病報告）

（労働者死傷病報告）※令和7年1月1日施行予定

第九十七条 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

- 一 労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号）
- 二 事業の種類並びに事業場の名称、所在地及び電話番号
- 三 常時使用する労働者の数
- 四 建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称
- 五 事業場の構内において作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該事業場の名称
- 六 建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称
- 七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は、当該報告を行う事業者が当該派遣労働者に係る同条第四号に規定する派遣先又は同号に規定する派遣元事業主のいずれに該当するかの別並びに当該派遣先の事業場の名称及び郵便番号
- 八 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者の氏名、生年月日及び年齢、性別、職種、当該職種における経験期間並びに傷病の名称及び部位
- 九 休業見込期間又は死亡日時
- 十 労働災害等により死亡し、又は休業した労働者が外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交又は公用の在留資格をもつて在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を除く。）である場合はその国籍又は地域の名称及び在留資格の区分
- 十一 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因
- 十二 報告年月日並びに事業者及び報告者の職氏名

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、それぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、電子情報処理組織を使用して、同項各号（第九号を除く。）に掲げる事項及び休業日数を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### カ 報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止

- 特定注文者及び災害発生場所管理事業者は個人事業者等が法令上の義務である休業4日以上の災害報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととする。

#### 論点

- 個人事業者等が災害報告を行ったことを理由とする特定注文者等の不利益取り扱いの禁止についてどう考えるか。

#### 対応案

- 特定注文者等は個人事業者等が義務対象である業務上災害の報告を特定注文者等に対して行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととするべきではないか。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととしてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### （２）業務上の脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、以下の理由から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。
  - ・ 脳・心臓疾患や精神障害の原因の特定が困難な場合があること（現在の仕事の発注者等だけが原因でない場合も考えられる）
  - ・ 発注者等、仕事の受託に関わる者による報告を想定した場合、個人事業者に対する不利益な取扱いにつながる懸念があること
  - ・ 特にメンタルヘルスに関しては個人情報保護に留意する必要があること
  - ・ 個人事業者は労災保険に特別加入していない者も多いこと
- 労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の概要を把握するために必要な項目として、以下の事項について報告できることとする。
  - ① 報告者に関する情報（個人事業者等に代わって業種・職種別団体等が報告する場合）
  - ② 被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合にあっては国籍・地域及び在留資格
  - ③ 発症日時
  - ④ 死亡又は休業見込（報告時点で確認できる範囲で可とする）
  - ⑤ 脳・心臓疾患及び精神障害の概要及びこれを発症するに至った原因（確認又は推定が可能な範囲で可とする）
  - ⑥ その他、脳・心臓疾患及び精神障害の発症と関連のある情報（直近、6か月の就業時間数、ストレスと感じていた要因等）
  - ⑦ 労災保険の特別加入の有無

※ ②から⑦については個人事業者等に代わって業種・職種別団体等が報告する場合は確認可能な範囲で可とする。



## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### （2）業務上の脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

- 中小企業経営者や役員が脳・心臓疾患及び精神障害事案については、他の業務上災害と同様に、所属企業に報告を求めることとする。
- 個人事業者が労働者としても就業している場合の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、個人事業者（労働者）自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体又は当該労働者を使用する事業者が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。  
※ 労働者としても就業している個人事業者が、労働者として就業していることが原因で脳・心臓疾患又は精神障害になったとして労災認定された事案については、当該労働者を雇用する事業者が労働者死傷病報告を提出する必要がある。

#### 論点

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案について、業務上災害の報告をどう考えるか。

#### 対応案

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、原因の特定が困難な場合があることや、個人情報保護の観点等から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備することとしてはどうか。
- その際は、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとしてはどうか。
- 報告事項については、労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の災害の概要を把握するために必要な項目として、労働者死傷病報告における報告事項を参考として、加えて、報告を代行する業種・職種別団体等に関する情報や、被災した個人事業者の労災保険の特別加入の有無等について報告を求めることとしてはどうか。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### 3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書（抄）》

#### （1）業務上災害の報告の仕組み

##### イ 報告主体

###### 【報告主体を選定する際の基本的考え方】

- また、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとっては、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえ、監督署への報告や情報提供については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとって過度な負担とならないような環境整備を図り、報告制度の普及・定着を図ることとする。
- 報告主体は上記の考え方に加え、被災した個人事業者等が災害発生的事实を特定注文者や災害発生場所管理事業者に対して伝達・報告することができるか否かを踏まえて選定する必要があるが、報告主体となる者の報告義務の有無が明確となるよう、個人事業者等が死亡していない場合においてどのような場合に伝達・報告することが「不可能であるか」又は「可能であるか」について、具体的なケースの例示も含め通達等で丁寧に示すこととする。

###### 【個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合】

- なお、個人事業者等は、上記の報告とは別に、直接監督署に情報提供することも可能である旨を通達等で明示することとする。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

論点

○ 個人事業者等の業務上災害報告制度の詳細な運用等のあり方についてどう考えるか。

○ 監督署への報告義務主体である特定注文者等について、雇用関係や請負関係にない場合がある者の災害を報告するという特殊性を踏まえ、こうした報告等については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者等にとって過度な負担とならないような環境整備を図るとともに、報告制度の普及・定着を図ることとしてはどうか。

○ その他、

- ・ 報告主体の考え方における「個人事業者等自身が災害発生的事实を伝達・報告することが不可能な場合」（資料8ページ）について、個人事業者等が死亡した場合や入院中の場合等、具体的なケースの通達等での提示
- ・ 個人事業者等が災害発生的事实を伝達・報告することが可能な場合において、特定注文者等による監督署への報告とは別に、個人事業者等自身が監督署へ情報提供を行うことが可能である旨の通達等での明示

を含めた報告制度の詳細な運用等については、検討会報告書に示されている事項や、本分科会で議論等がなされた事項を踏まえ、ガイドライン等で示すこととしてはどうか。

対応案

# 【参考】検討会報告書（抜粋）：個人事業者等の業務上災害の報告制度関係）

※前ページまでの個別論点の中で引用した記載については太字表記としている。

## 3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等 《個人事業者等の安全衛生対策のあり方に関する検討会報告書(抄)》

### (1) 業務上災害の報告の仕組み

#### ア 報告対象

○ 労働者死傷病報告の報告対象を踏まえ、休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害とし、脳心・精神事案が疑われる事案は、本報告の仕組みとは別に措置(3-1(2)参照)することとし、被災者が業務と関係のない行為(※)で被災したことが明らかな事案は対象外とする。

※ 休憩時間中にランニングをしていた際の転倒による負傷等

#### イ 報告主体

#### 【報告主体を選定する際の基本的考え方】

○ 災害報告の仕組みの構築にあたっては、①被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者、②災害発生場所の状況を把握している者が報告主体となることが適当であると考えられる。

○ 上記①、②のいずれをも満たす者としては、「被災者である個人事業者等自身」のほか、個人事業者等が行う仕事の注文者であって、災害発生場所(事業場等)において業務を行っている者のうち、個人事業者等から見て直近上位のもの(以下「特定注文者」という。)が該当するものと考えられる。

○ 災害発生場所(事業場等)を管理する事業者(以下「災害発生場所管理事業者」という。)については、上記②について把握しているほか、①についても、管理権原が及ぶ事業場等の内部で行われている業務については、一定程度、その内容を把握していることが一般的であると考えられる。

○ 特定注文者や災害発生場所管理事業者を報告主体に含めるのは、災害発生の実態や報告事項を把握しやすい立場にあることを踏まえてのものであるため、報告対象となる業務上災害のすべてについて、災害防止上の責任を負うものではない点に留意する必要がある、通達等でその旨を明確化することとする。

また、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとっては、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえ、監督署への報告や情報提供については、電子申請システムを活用し、個人事業者から報告を受けた内容を監督署への報告の際に活用できるようにするなど、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとって過度な負担とならないような環境整備を図り、報告制度の普及・定着を図ることとする。

○ 報告主体は上記の考え方に加え、被災した個人事業者等が災害発生の実態を特定注文者や災害発生場所管理事業者に対して伝達・報告することができるか否かを踏まえて選定する必要があるが、報告主体となる者の報告義務の有無が明確となるよう、個人事業者等が死亡していない場合においてどのような場合に伝達・報告することが「不可能であるか」又は「可能であるか」について、具体的なケースの例示も含め通達等で丁寧に示すこととする。

#### 【個人事業者等が死亡した場合や入院中など災害発生の実態を伝達・報告することが不可能な場合】

○ 上記【報告主体を選定する際の基本的考え方】を踏まえ、特定注文者が把握可能なものについて報告することとする。ただし、注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合など「特定注文者が存在しない場合」には、災害発生場所管理事業者を報告主体とする。(罰則なしの義務)

○ 特定注文者又は災害発生場所管理事業者に報告義務が生じるのは、災害の発生を現認し、又は被災者の救助や救急搬送等の実態を把握した場合のほか、仕事の性質上又は災害発生場所の管理権原を有する立場から、災害の発生を当然に把握すべき立場にある場合が含まれるものであるが、災害発生の実態を知り得なかった場合についてまで報告義務を負う趣旨ではない旨を通達等で明確にすることとする。

○ 個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、「特定注文者及び災害発生場所管理事業者のいずれもが存在しない場合」には、報告義務の対象とはならないが、業務上災害の幅広い把握のため、個人事業者等が業種・職種別団体(特別加入団体を含む。以下同じ。)に加入している場合には、当該団体が監督署に情報提供できることとする。

## 【参考】 検討会報告書（抜粋）： 個人事業者等の業務上災害の報告制度関係）

### 【個人事業者等が災害発生の事実を伝達・報告することが可能な場合】

- 上記【報告主体を選定する際の基本的考え方】を踏まえ、個人事業者等自身が特定注文者又は災害発生場所管理事業者（特定注文者が存在しない場合に限る。）に対し報告することとする。（罰則なしの義務）
- 個人事業者等から報告を受けた特定注文者又は災害発生場所管理事業者は、当該報告内容を踏まえ、必要に応じ、注文している業務の内容や災害発生場所の状況を踏まえ必要事項を補足した上で、監督署に報告することとする。（罰則なしの義務）
- なお、個人事業者等は、上記の報告とは別に、直接監督署に情報提供することも可能である旨を通達等で明示することとする。
- 個人事業者等が一般消費者から住宅建築を元請として請け負った場合など、「特定注文者及び災害発生場所管理事業者のいずれもが存在しない場合」には、個人事業者等自身が監督署に情報提供することとする。

### 【個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合】

- 個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合には、上記にかかわらず、所属企業が監督署に報告することとする。（罰則なしの義務）

### 【報告義務対象外の災害について】

- 個人事業者等による業務上の災害を幅広く把握する観点や報告制度の実効性を高める観点から、上記報告義務対象に掲げるもの以外の個人事業者等の業務上災害（事業場外で発生したものを含む。）については、個人事業者等自身や個人事業者等が加入する業種・職種別団体が可能な範囲で監督署に対し情報提供できることとする。

### 【特定注文者の適用について】

- 被災した個人事業者の仕事に注文している者が個人事業者であって、災害発生場所（事業場等）において業務を行っている場合には、当該個人事業者を特定注文者とする。
- 重層請負構造によって仕事が行われるような場合において、直近上位の注文者が災害発生場所に来ることが一切ない場合は、災害発生場所で業務を行う一つ上位の注文者（当該注文者も災害発生場所に来ることが一切ない場合は、さらにその上位の注文者）を特定注文者とする。

### 【災害発生場所管理事業者の適用について】

- 個々の事案における作業態様や事業場の管理実態によっては、災害発生場所となった事業場等の全体を管理する者に災害の把握・報告を一律に求めることが適当でない場合も考えられることから、災害発生場所管理事業者の適用について、以下のような内容を通達等で示すこととする。
  - ・ 特定注文者が存在しない場合に報告主体となる災害発生場所管理事業者は、原則として、災害発生場所である事業場等の全体を管理する者とするが、災害発生場所となった事業場等の一部を他者の管理に委ね、当該部分については独立した管理がなされているような場合等については、当該部分を管理する者を報告主体として取り扱うこと。

（例）

災害事例：大規模商業施設のバックヤードで発生した災害

報告主体：バックヤードの管理を委託された物流業者

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### ウ 報告時期

- 報告対象が休業4日以上<sup>1</sup>の死傷災害であることを踏まえ、労働者死傷病報告の場合と同様、災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求めることとする。

### エ 罰則の適用

- 報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、特定注文者や災害発生場所管理事業者にとっては、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられるため、「罰則なしの義務規定」とする。

### オ 報告事項

- 労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の災害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上災害の概要を把握するために必要な項目として、以下の事項について報告を求めることとする。
  - ① 災害発生場所及び報告者に関する情報
  - ② 災害発生日時
  - ③ 被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合にあつては国籍・地域及び在留資格（確認可能な範囲で可とする）
  - ④ 死亡又は休業見込（報告時点で確認できる範囲で可とする）
  - ⑤ 災害の概要及び原因（確認又は推定が可能な範囲で可とする）
  - ⑥ 労災保険の特別加入の有無
- 上記事項が円滑に報告又は情報提供されるよう、国が報告及び情報提供を行う際の書式を通達等で定め、周知することとする。

### カ 報告を行ったことによる不利益取扱いの禁止

- 特定注文者及び災害発生場所管理事業者は個人事業者等が法令上の義務である休業4日以上<sup>1</sup>の災害報告を行ったことを理由として、不利益取扱いを行ってはならないこととする。
- 不利益取扱いの内容としては、雇用関係にある労働者に対する不利益取扱いとは性質が異なることから、不利益取扱いに該当する具体例について、代表的なものを法令で明示するとともに、全体像を通達等で示すこととする。

### キ 業種・職種別団体に対する情報共有

- 業種・職種別団体の同種災害防止等の取組の推進に資するため、①個人事業者等が特定注文者や災害発生場所管理事業者に報告した情報や②個人事業者自らが監督署に情報提供した情報について、個人事業者等から、当該個人事業者等が加入している業種・職種別団体に対して共有することが望ましい旨を通達等で示すこととする。

### ク 報告制度に関する周知について

- 上記報告制度は、新たに創設される制度であり、雇用関係にない者や請負関係にない者の災害に係る報告を特定注文者や災害発生場所管理事業者に義務付けるものであるほか、①被災者である個人事業者等が災害発生<sup>2</sup>の事実を伝達・報告可能であるか否か、②特定注文者や災害発生場所管理事業者が災害発生場所に存在するか否かによって報告義務を負う者が異なることとなる。このため、国は、個人事業者等のみならず、報告主体となり得る関係者に対して幅広く、分かりやすい形で制度の内容を周知することとする。

## 【各論③】（個人事業者等の業務上災害の報告制度について）

### （2）業務上の脳・心臓疾患及び精神障害の報告の仕組み

- 個人事業者の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、以下の理由から、他の業務上災害とは区別して、個人事業者自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。
  - ・ 脳・心臓疾患や精神障害の原因の特定が困難な場合があること（現在の仕事の発注者等だけが原因でない場合も考えられる）
  - ・ 発注者等、仕事の受託に関わる者による報告を想定した場合、個人事業者に対する不利益な取扱いにつながる懸念があること
  - ・ 特にメンタルヘルスに関しては個人情報保護に留意する必要があること
  - ・ 個人事業者は労災保険に特別加入していない者も多いこと
- 労働者死傷病報告についての集計・分析の現状を踏まえ、個人事業者等による業務上の脳・心臓疾患や精神障害の集計・分析及びその結果を踏まえた対策の企画・立案の観点から、個人事業者等の業務上の脳・心臓疾患や精神障害の概要を把握するために必要な項目として、以下の事項について報告できることとする。
  - ① 報告者に関する情報（個人事業者等に代わって業種・職種別団体等が報告する場合）
  - ② 被災者の氏名、年齢、性別、業種、職種、外国人の場合にあっては国籍・地域及び在留資格
  - ③ 発症日時
  - ④ 死亡又は休業見込（報告時点で確認できる範囲で可とする）
  - ⑤ 脳・心臓疾患及び精神障害の概要及びこれを発症するに至った原因（確認又は推定が可能な範囲で可とする）
  - ⑥ その他、脳・心臓疾患及び精神障害の発症と関連のある情報（直近、6か月の就業時間数、ストレスと感じていた要因等）
  - ⑦ 労災保険の特別加入の有無
  - ※ ②から⑦については個人事業者等に代わって業種・職種別団体等が報告する場合は確認可能な範囲で可とする。
- 中小企業経営者や役員等の脳・心臓疾患及び精神障害事案については、他の業務上災害と同様に、所属企業に報告を求めることとする。
- 個人事業者が労働者としても就業している場合の過重労働による脳・心臓疾患及び精神障害事案については、個人事業者（労働者）自身が労働基準監督署に報告することができる仕組みを整備する。その際、業種・職種別団体又は当該労働者を使用する事業者が当該個人事業者による報告を代行する等の支援をすることができることとする。
  - ※ 労働者としても就業している個人事業者が、労働者として就業していることが原因で脳・心臓疾患又は精神障害になったとして労災認定された事案については、当該労働者を雇用する事業者が労働者死傷病報告を提出する必要がある。

### （3）業務上災害の分析等

- 個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表することとする。
- 業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努めることとする。